

第11回十勝中央合併協議会議案

日時 平成16年10月8日（金）午後2時

会場 幕別町民会館 2階講堂

議案の提出について

報告第22号 地域自治組織等小委員会の報告について

協議第33号 行政区・町内会の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成16年10月8日

十勝中央合併協議会会長 岡田 和夫

地域自治組織等小委員会の報告について

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 第5回地域自治組織等小委員会

(1) 開催日時及び開催場所

開催日時 平成16年9月17日(金曜日)

午後3時15分開会 午後4時20分閉会

開催場所 忠類村コミュニティセンター大ホール

(2) 出席委員数 12名中 11名出席

(3) 会議内容

地域自治組織に関する3町村の意向について

地域自治組織について3町村の意向をそれぞれ表明した。幕別町については2村の意向を尊重する、更別村については合併の際に設置する地域自治組織を基本とした組織、忠類村については既存制度活用型の地域自治組織が提案されたが、口頭での提案で内容が細部に及んでいたことから、提案内容を一覧表に整理した上で、さらに審議することとして、次回の小委員会を9月下旬から10月上旬に開催することを確認した。

事務組織及び機構の取扱いについて

新町における事務組織・機構の調整方針及び合併時における事務組織、職員配置数のイメージが提案され、今後の地域自治組織のあり方により変更となる可能性もあることから、引き続き小委員会において審議することを確認した。

その他

更別村から、地域自治組織のあり方について、北海道職員のアドバイスを求めていることと提案があったが、具体的な審議が始まったばかりで時期尚早とのことから、次回の小委員会の審議状況を踏まえた中で、その必要性の判断について、正副委員長に一任することを確認した。

2 第6回地域自治組織等小委員会

(1) 開催日時及び開催場所

開催日時 平成16年9月29日(水曜日)

午前9時25分開会 午前10時50分閉会

開催場所 幕別町役場 5階会議室

(2) 出席委員数 12名中 12名出席

(3) 会議内容

地域自治組織に関する3町村の意向について

前回、3町村から提案された地域自治組織のあり方について、更別村から補足説明があった後、更別村が提案する地域自治組織について、法制面から疑問あるいは法令との不整合と思われる点があったため、その内容について、再検討の上、次回小委員会までに提出することを確認した。

類似団体積立金等について

前回、提出要求のあった、新町の類似団体における財政調整基金及び減債基金の額等について、事務局から説明を受け、内容を確認した。

協議第31号

水道関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-17 水道関係事業の取扱い
<p>1 上水道事業及び簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 営農用水事業については、更別地区営農用水事業を、合併時に廃止する。 明和地区営農用水事業は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 水道料金については、合併する年度の翌年度に幕別町の料金を基準に新たな料金を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し、統一する。</p> <p>4 水道料金の徴収については、次の区分により調整する。 (1) 検針については、検針月を毎月とし、料金算定の定例日を毎月10日とすることで、合併時に再編する。 (2) 料金の賦課基準については、水道料金の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3) 納期については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>5 加入者負担金及び手数料については、合併時に統一する。</p> <p>6 水道料金、加入者負担金及び手数料の減免については、更別村の例により、合併時に再編する。</p> <p>7 区域外受・給水については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 指定給水装置工事事業者については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

協議第32号

地域振興事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-22 地域振興事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 定住促進奨励金事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。2 宅地分譲事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 住宅建設促進利子補給事業については、合併時に廃止する。4 過疎計画については、現計画を尊重し、新町において新たに策定する。5 辺地総合整備計画については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。6 企業開発促進事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	

協議第33号

行政区・町内会の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22- 1 行政区・町内会の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。2 行政区の名称については、原則として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、類似する名称については、合併時まで地域住民の意向を踏まえ調整する。3 行政（公）区長会議については、年2回開催する。4 行政区内の配布物については、幕別町の例により合併時に統合する。5 戸別明細図については、合併時に廃止する。	